

北海道受動喫煙防止条例が制定されました

オール北海道で受動喫煙防止対策

～「**受動喫煙ゼロ**」の実現を目指します～

2020年4月1日、改正健康増進法（※全面施行）&北海道受動喫煙防止条例（※一部）がスタートしました。

道では、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として、受動喫煙防止対策を推進することとしています。

新しいルールを守って、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。

健康増進法と条例との比較

区分		改正健康増進法	条例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を 設置できる)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を 設置できない)
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
	飲食店の対応（経過措置）		既存の小規模飲食店（客席面積100㎡以下等）は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止		立入禁止（従業員、利用者等）
	標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示
禁煙		規定なし	
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設（20歳未満の者等が多く利用する施設）	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	喫煙場所を設置する場合は、 特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員（雇用関係にある者） に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む） に対する受動喫煙防止対策に努める



道では、受動喫煙に関する様々な情報を道民の皆様や事業者等に分かりやすく提供するため、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設しています。法や条例の詳細などについては、このポータルサイトをご覧ください。



条例のポイント

受動喫煙で健康を損なうおそれが高い 20歳未満や妊婦の方に配慮してください

喫煙者は20歳未満や妊婦の方がいる場所で喫煙をしない、保護者は養育する子どもに受動喫煙を生じさせないように努めてください。

保育所、幼稚園、学校等の敷地内に 喫煙場所を設けないようにしてください

20歳未満の方が主たる利用者である学校等の敷地内に喫煙場所を設けないようご協力をお願いします。（※令和3年4月1日から施行）

第二種施設は屋外（出入口等）の喫煙器具 等の設置場所に配慮してください

スーパー、コンビニ、事務所等の屋外に吸い殻入れ等を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないように設置場所に配慮してください。

公園等の屋外に喫煙場所を設置する場合は、 必要な措置を講じてください

都市公園、野球場やサッカー場、動物園、水族館等に喫煙場所を設置する場合は、喫煙場所を明確に区画するなどの措置を講じてください。

飲食店・喫茶店が店内を禁煙とした場合は、 禁煙である旨の表示をしてください

法では、禁煙施設の表示規定がないことから、お店を選ぶ際に喫煙の可否が分かるよう、条例で禁煙表示に関する規定を設けました。（※令和2年7月1日から施行）

事業者は、従業員等に対して受動喫煙を 生じさせないようにしてください

法では、雇用関係にある労働者のみを対象としています。条例では親族や派遣職員等も対象にしています。

その他の取組

歩きたばこや路上喫煙はやめましょう

道では、平成15年に「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、公共の場所での歩きたばこ等の防止に努めています。

喫煙は近隣住宅に配慮しましょう

玄関先やベランダ等での喫煙は、近隣住宅に受動喫煙を生じさせることがありますので、風向きや時間帯などに配慮してください。

三次喫煙の健康影響にもご注意ください

衣類や室内に付着した残留たばこ成分から生じる三次喫煙（サードハンドスモーク）による害が社会的な問題となってきています。

たばこをやめたい方をサポートします

道では、ホームページ等で禁煙外来を標榜する医療機関を紹介するなど、身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに努めています。